

第714回通関協議会（本関地区）

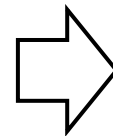
1. 日 時 平成 30年 1月 10日（水） 12時より
2. 場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
3. 議 題 等(敬称略)
 - (1)外壁改修に伴う本関駐車場の一時閉鎖について
業務部 高橋管理課長
 - (2)鶴見出張所の廃止等について
業務部 高橋管理課長
 - (3)平成 30年 1月 1日から 同年 12月 31日までの延滞税等の割合について
業務部 山田収納課長
 - (4)MSX業務、MSY01業務により添付可能な1ファイルあたりの容量拡大の
継続について
業務部 迎田統括審査官（通関総括第1部門）
 - (5)中華人民共和国産 PET に対する不当廉売関税の課税について
業務部 阿部統括審査官（通関総括第3部門）
 - (6)大韓民国又は中華人民共和国産炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する
暫定的な不当廉売関税の課税について
業務部 阿部統括審査官（通関総括第3部門）

その他・連絡事項等

次回開催予定日 <u>平成30年2月14日(水)</u> 12:00～
開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください
公益財団法人日本関税協会横浜支部
TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758
E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

平成30年1月1日から同年12月31日までの延滞税等の割合について

	内容	本則	特例【現行】 (平成25年度改正 平成26年1月1日施行)		平成30年	(参考) 平成29年
					財務大臣告示 割合:0.6%	財務大臣告示 割合0.7%
延滞税	法定納期限を徒 過し履行遅滞と なった納税者に課 されるもの	納期限の翌日から2か月を 経過する日まで (納期限後2ヶ月以内につい ては、早期納付を促す観点から 低い利率)	【特例基準割合】(※注1) 財務大臣が告示した割合0.6% + 1%	(※注2) + 1%	2.6%	2.7%
		納期限の翌日から2か月を 経過する日後	【特例基準割合】(※注1) 財務大臣が告示した割合0.6% + 1%	(※注2) + 7.3%	8.9%	9.0%
還付加算金	国から納税者への過誤納 金の還付等に付される利 息	7.3%	【特例基準割合】(※注1)(※注3) 財務大臣が告示した割合0.6% + 1%		1.6%	1.7%



(※注1)「特例基準割合」：各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付の平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日まで財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう(租税特別措置法第93条第2項)。

<根拠法令>

- ①関税法
第12条第1項(延滞税の割合)、第13条第2項(還付加算金の割合)、附則(昭29.4法61)第3項(延滞税の割合の特例)(※注2)、第5項(還付加算金の割合の特例)(※注3)
- ②国税通則法
第60条第2項(延滞税の割合)、第58条第1項(還付加算金の割合)
- ③租税特別措置法
第94条第1項(延滞税の割合の特例)、第95条(還付加算金の割合の特例)
- ④地方税法
第72条の100第2項(貨物割に係る延滞税)、第72条の104第3項(貨物割に係る還付加算金)、第72条の106第1項(貨物割に係る延滞税の計算)、同条第2項(貨物割に係る還付加算金の計算)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件
(政治資金適正化委六三)
(法務五六四)

○除籍の一部が滅失した件
(法務五六四)

○日本国に帰化を許可する件
(同五六五)

○租税特別措置法第九十三条第二項の規定に基づき、平成三十年の同項に規定する財務大臣が告示する割合を告示する件(財務三三二)

○社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針(厚生労働三五五)

○平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間におけるみなみまぐろの漁獲についての割当量を定める件(農林水産二〇六三)
○保安林の指定実施要件を変更する件(同二〇六四・二〇七二)

○工業標準化法第三十四条の規定に基づき、認証の業務の一部を廃止する旨の届出があった件
(経済産業二七五)

○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件
(国土交通一一六三)

○信号符号を点附した件(同一一六四)

○信号符号を取り消した件
(同一一六五)

○船舶国籍証書は無効となった件
(同一一六六)

○船舶国籍証書を無効とした件
(同一一六七)

○砂防法第二条の土地を指定する件
(同一一六八、一一六九)

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件(同一一七〇)

○道路に関する件
(近畿地方整備局二〇二)

(国会事項)

(人事異動)

内閣

(叙位・叙勲)

(皇室事項)

(官庁報告)

労働

最低賃金の改正決定に関する公示
(鳥取労働局最低賃金公示二)

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了
(人事院)

公聴会

植物防疫法施行規則の一部改正等に関する公聴会の開催に関する公示
(農林水産省)

(公 告)

諸事項

官庁

土地家屋調査士懲戒処分、佐賀東部土地改良区役員の退任関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
会社その他

告 示

○政治資金適正化委員会告示第六十三号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。
平成二十九年十二月十二日
政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

登録番号	登録年月日	氏 名
五三三五	二九 一一	二 松岡 賢
五三三六	二九 一一	二 茂呂 和夫
五三三七	二九 一一	二 平川 彰
五三三八	二九 一一	二 村本 政彦
五三三九	二九 一一	二 黒瀧 順
五三四〇	二九 一一	二 谷口 正樹
五三四一	二九 一一	二 木村 鉄平

○法務省告示第五百六十四号
山形県西村山郡西川町役場保存の次の除籍の一部が滅失した。
平成二十九年十二月十二日
法務大臣 上川 陽子

○法務省告示第五百六十五号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
平成二十九年十二月十二日
法務大臣 上川 陽子

- 住所 山形県西村山郡西川町大字間沢八十五番地 菅野隆太郎
- 住所 山形県西村山郡西川町2丁目5番2-704号 馮慶 平成元年4月28日生
- 住所 千葉県四街道市めいわ1丁目16番21号 ヌー・ユキナ・レイエス 平成16年6月23日生
- 住所 愛知県西尾市寺津町十三間線10番地3 徐直子 昭和51年10月12日生
- 住所 愛知県安城市今本町7丁目5番地1 シルヴァナ・カシコ・イイノ・ヒロタ 平成4年10月20日生
- 住所 富山県高岡市角139番地34 章冬新 昭和55年12月30日生
- 住所 大分市大道町3丁目4番88-607号 成慶子 平成元年8月20日生
- 住所 大阪府東成区中道2丁目5番15-1102号 梁玉順 昭和24年10月26日生

- 住所 大阪市東成区中道2丁目5番15—1305号 住所 大坂府三島郡島本町江川2丁目19番7号
- 住所 洪性喜 昭和32年11月14日生 住所 孫剛久 昭和49年6月20日生
- 住所 山口具岩国市岩国3丁目6番23号 住所 大坂府茨木市西中条町1番22号
- 住所 許日生 昭和22年3月20日生 住所 宋浩忠 平成2年6月21日生
- 住所 孫邦子 昭和31年6月29日生 住所 堺市西区鳳東町5丁目487番地97
- 住所 茨城県小美玉市大谷896番地22 住所 金正人 昭和42年1月15日生
- 住所 徐英秀 昭和50年2月28日生 住所 金友惠 昭和42年4月15日生
- 住所 北九州市八幡西区瀬飯1丁目1番20—503号 住所 金千尋 平成18年10月11日生
- 住所 趙瑞安 平成6年5月12日生 住所 金朋可 平成21年8月7日生
- 住所 東京都江東区塩浜2丁目14番11号 住所 大坂府東大阪市三ノ瀬1丁目5番12号
- 住所 呉富久子 昭和25年9月5日生 住所 李民福 昭和23年12月2日生
- 住所 茨城県鹿嶋市大字宮中723番地19 住所 尹利香 昭和47年5月31日生
- 住所 朴吉藤 昭和36年10月1日生 住所 尹知香 昭和51年3月31日生
- 住所 新郷市中央区天明町20番17号 住所 尹成元 昭和55年2月15日生
- 住所 札幌市 昭和49年11月5日生 住所 堺市中央区小阪630番地18
- 住所 岐阜市福富201番地 住所 梁理恵 昭和58年7月5日生
- 住所 趙水姫 昭和44年2月11日生 住所 東京都国立市西2丁目28番地29
- 住所 名古屋市熱田区桜田町15番4—606号 住所 倉尚樹 平成4年5月23日生
- 住所 董凌運 平成元年12月20日生 住所 大坂府生野区巽北2丁目8番2号
- 住所 東京都港区赤坂2丁目12番11号 住所 李賢三 昭和61年5月18日生
- 住所 高河榮 平成3年1月29日生 住所 朴将太 平成4年5月15日生
- 住所 三重県松阪市西之庄町8番地 住所 朴晃太 平成7年3月1日生
- 住所 三島県松阪市西之庄町8番地 住所 朴涼太 平成7年3月1日生
- 住所 昭和49年9月5日生 住所 林広重 昭和44年12月15日生
- 住所 和歌山県西牟婁郡白浜町3448番地 住所 住所 浜松市浜北区内野台2丁目31番17号
- 住所 宋春光 昭和28年10月5日生 住所 李開理 平成7年3月8日生
- 住所 大坂府鶴見区諸口3丁目1番17—207号 住所 住所 住所
- 住所 金左和 昭和55年10月22日生 住所 住所 住所
- 住所 大坂府浪速区湊町2丁目2番5—2023号 住所 住所 住所
- 住所 高野吉 昭和42年6月26日生 住所 住所 住所
- 住所 大坂府生野区小路東2丁目1番12—208号 住所 住所 住所
- 住所 安絵梨 昭和61年2月7日生 住所 住所 住所
- 住所 大坂府生野区勝山北4丁目14番8号 住所 住所 住所
- 住所 姜将高 昭和61年11月21日生 住所 住所 住所
- 住所 姜寿史 平成8年3月27日生 住所 住所 住所
- 住所 大坂府生野区巽中3丁目14番31号 住所 住所 住所
- 住所 金真央 平成6年9月12日生 住所 住所 住所
- 住所 大坂府西成区松2丁目3番5号 住所 住所 住所
- 住所 張舞 昭和60年9月9日生 住所 住所 住所
- 住所 大坂府柏原市太平寺1丁目6番10—307号 住所 住所 住所
- 住所 趙裕美 平成2年8月21日生 住所 住所 住所
- 住所 大坂府生野区小路2丁目14番19号 住所 住所 住所
- 住所 高正人 平成2年9月21日生 住所 住所 住所
- 住所 大坂府此花区西九条1丁目1番81—611号 住所 住所 住所
- 住所 許清美 昭和40年9月22日生 住所 住所 住所
- 住所 東京都港区赤坂7丁目6番58号 住所 住所 住所
- 住所 金明華 昭和60年3月25日生 住所 住所 住所

- 住所 神戸市須磨区永楽町1丁目3番5号 住所 任亜子 平成8年7月30日生
- 住所 神戸市兵庫区浜中町2丁目17番1—1004号 住所 崔美代子 昭和23年5月6日生
- 住所 茨城県市鶴見区市場下町4番33—106号 住所 陳美香 昭和50年6月17日生
- 住所 茨城県市鶴見区小野町1番地1 住所 日又エール・フクジマ・アニヤ 昭和46年12月25日生
- 住所 ロシオ・デル・ピラル・ナカマツ・ダシオ・デ・フクジマ 昭和54年3月25日生
- 住所 ヒロキ・フクジマ・ナカマツ 平成17年7月12日生
- 住所 ジュン・フクジマ・ナカマツ 平成18年11月30日生
- 住所 ユキ・フクジマ・ナカマツ 平成20年5月22日生
- 住所 東京都板橋区小茂根2丁目18番10号 住所 劉忠徳 昭和49年11月26日生
- 住所 岐阜県各務原市川島緑町5丁目89番地 住所 李博美 昭和34年7月9日生
- 住所 宮城県大崎市古川李塚1丁目5番32号 住所 李ヨシチヨリ 昭和55年1月19日生
- 住所 石川県金沢市鳴和町1番地33 住所 丁吉之 平成元年10月25日生
- 住所 愛知県一宮市小信中島字中平2番地1 住所 李得順 昭和61年11月19日生
- 住所 李慶月 平成20年10月14日生 住所 吳日出子 昭和16年3月30日生
- 住所 東京都品川区大崎1丁目2番3—1309号 住所 金香織 昭和63年7月3日生
- 住所 東京都足立区西綾瀬2丁目18番1—206号 住所 全秀昌 昭和50年8月10日生
- 住所 宮城県亘理郡亘理町字桜小路35番地 住所 房知子 昭和57年3月3日生
- 住所 京都市伏見区深草大亀谷東古御香町54番地 住所 姜紋花 平成2年5月9日生
- 住所 京都市右京区嵯峨北堀町12番地1 住所 朴幸恵 昭和25年3月9日生
- 住所 福岡県藤原市上山田1683番地 住所 文仁雄 昭和47年10月31日生
- 住所 滋賀県大津市大將軍3丁目18番8号 住所 李慈烈 昭和37年10月30日生
- 住所 大坂府富田林市梅町4番6—702号 住所 金友子 昭和12年1月20日生
- 住所 金義次 昭和35年1月19日生

- 住所 大坂府三島郡島本町江川2丁目19番7号 住所 孫剛久 昭和49年6月20日生
- 住所 大坂府茨木市西中条町1番22号 住所 宋浩忠 平成2年6月21日生
- 住所 堺市西区鳳東町5丁目487番地97 住所 金正人 昭和42年1月15日生
- 住所 金友惠 昭和42年4月15日生
- 住所 金千尋 平成18年10月11日生
- 住所 金朋可 平成21年8月7日生
- 住所 大坂府東大阪市三ノ瀬1丁目5番12号 住所 李民福 昭和23年12月2日生
- 住所 尹利香 昭和47年5月31日生
- 住所 尹知香 昭和51年3月31日生
- 住所 尹成元 昭和55年2月15日生
- 住所 堺市中央区小阪630番地18 住所 梁理恵 昭和58年7月5日生
- 住所 東京都国立市西2丁目28番地29 住所 倉尚樹 平成4年5月23日生
- 住所 大坂府生野区巽北2丁目8番2号 住所 李賢三 昭和61年5月18日生
- 住所 岐阜市宇佐南3丁目1番21—401号 住所 朴将太 平成4年5月15日生
- 住所 朴晃太 平成7年3月1日生
- 住所 朴涼太 平成7年3月1日生
- 住所 広島市南区宇部御幸3丁目14番19—401号 住所 林広重 昭和44年12月15日生
- 住所 浜松市浜北区内野台2丁目31番17号 住所 李開理 平成7年3月8日生

社会福祉法に基いて、市町村には、包括的
な支援体制の整備に関する指針
地域包括ケアシステムの強化のための介護保険
法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第
五十二号）による、社会福祉法（昭和二十六年法
律第四十五号）の「法」及び「令」の一部が改正
され、市町村（特別区を含む）が「地域
住民」社会福祉法を目的とする事業を遂行する者
及び社会福祉法に関する活動を行う者（以下「地域
住民等」という。）並びに地域生活課題の解決に資
する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」
という。）による地域福祉の推進のための相互の協
力が日増しに行われ、地域生活課題の解決に資する
支援が包括的に提供される体制を整備する必要性
が認められた。具体的には、市町村は、法律
百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施を理
由とし、包括的な支援体制の整備を推進することとな
るが、本指針は、その適切かつ有効な実施を図る
ため、事業内容、留意点等を示すものである。

法律百六条の三第一項各号に掲げる事業、この
わけ、同項第一号に掲げる事業として、これまでに
も様々な取組が実施されてきたと考えられるが、
当該取組の取組を促進するため、取組として、
「（三）わが「国」として個々に実施するのではな
く、（四）「国」としてそれぞれを連携させて実
施して、必要がある」として留意された。また、
第一から第三までの内容をひきつづいて、地域にお
いて必要となる機能、取組を示すものであり、それ
らを同一の機能が担うこともあれば、別々の機能
が担うこともあるなど、地域の実情に応じて様々
な方法が考えられる。市町村における包括的な支
援体制の整備については、地域の関係者が話し合
い、共通認識を持ちながら計画的に推進してい
くことが求められるが、その際、市町村地域福祉計
画の策定過程を活用することも有効な方策の一
である。

第一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加
を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等
が相互に交流を図ることができ、拠点の整備、
地域住民等に対する研修の実施その他の地域住
民等が地域福祉を推進するために必要な環境の
整備に関する事業

2018年1月10日
本関地区通関協議会資料
横浜税関業務部通関総括第3部門

中華人民共和國産 PET に対する不当廉売関税の課税について

NACCS 掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】中華人民共和國（香港地域及びマカオ地域を除く）産の高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の課税について 2017年12月27日

関税定率法の別表第三九〇七・六一号に掲げるポリ（エチレンテレフタレート）（以下「高重合度ポリエチレンテレフタレート」という。）であって、中華人民共和國（香港地域及びマカオ地域を除く）を原産地とするものに対して、暫定的な不当廉売関税が課されていますが、高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令に基づき、平成29年12月28日（木）から平成34年12月27日（火）まで不当廉売関税が課されません。

なお、業務コード集については、変更ございません。

「21. 内国消費税等種別コード（輸入）」（共通）
中華人民共和國（香港地域及びマカオ地域を除く）産高重合度ポリエチレンテレフタレート
（3907.61-000）

NACCS 用コード	適用税率(%)	
S007001	53	中華人民共和國(香港地域及びマカオ地域を除く)産
S007002	39.8	中華人民共和國(香港地域及びマカオ地域を除く)産 (政令で定められた生産者により生産されたもの)
S007003	51	中華人民共和國(香港地域及びマカオ地域を除く)産 (政令で定められた生産者により生産されたもの)
S007004	51.4	中華人民共和國(香港地域及びマカオ地域を除く)産 (政令で定められた生産者により生産されたもの)

参 考

- ・財務省告示第349号（平成29年12月27日）
- ・「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」（政令第323号）
- ・個別通達「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて」（財関第1710号 平成29年12月27日）

大韓民国又は中華人民共和国産炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する 暫定的な不当廉売関税の課税について

NACCS揭示板からの転載

【利用者の皆様へ】大韓民国又は中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）産の炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する暫定的な不当廉売関税の課税について

2017年12月27日

炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令に基づき、関税定率法の別表第七三〇七・九三号に掲げる継手（突合せ溶接式のものに限る。）のうち炭素鋼製のもの（同表第七二類の注1(d)の鋼を材料として製造されたものうち、同表第七二類の注1(f)のその他の合金鋼を材料として製造されたものを除く。以下「炭素鋼製突合せ溶接式継手」という。）であって、大韓民国又は中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするものうち、平成29年12月28日（木）から平成30年4月27日（金）までの期間内に輸入されるものには、暫定的な不当廉売関税が課されます。これに伴い、業務コード集「21. 内国消費税等種別コード（輸入）」が以下のとおり変更されますので、お知らせいたします。

「21. 内国消費税等種別コード（輸入）」（共通）
大韓民国又は中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）産炭素鋼製突合せ溶接式継手※
(7307.93-000)

NACCS 用コード	適用税率(%)		区分
S008001	69.2	大韓民国産	新設
S008002	41.8	大韓民国産 (政令で定められた生産者により生産されたもの)	新設
S008003	57.3	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）産	新設

※炭素鋼製突合せ溶接式継手：関税定率法の別表第七三〇七・九三号に掲げる継手（突合せ溶接式のものに限る。）のうち炭素鋼製のもの（関税定率法の別表第七二類の注1(d)の鋼を材料として製造されたものうち、関税定率法の別表第七二類の注1(f)のその他の合金鋼を材料として製造されたものを除く。）

参 考

- ・財務省告示第350号（平成29年12月27日）
- ・「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」（政令第324号）
- ・個別通達「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて」（財関第1711号 平成29年12月27日）